

## 会費負担金等に関する規程

平成 24 年 4 月 1 日 制 定

平成 27 年 5 月 14 日 一部改正

(定 義)

第 1 条 この規程は一般社団法人札幌放射線技師会（以下「当法人」という）の定款 7 条に定める会費（以下「会費」という。）について必要事項を定めるものである。

(会費の種類)

第 2 条 会費は年会費と出向会員会費の 2 種類とする。

(年会費)

第 3 条 年会費は年額 2,000 円とする。

2 入会の時期による年会費の割引はしない。

3 年会費の納期は毎年度 9 月末日とする。ただし、新入会、年度途中の入会はこの限りではない。

4 既納の年会費は、過払いおよび二重払いの場合を除き返還しない。

(再入会時の負担金)

第 4 条 年会費未納のまま退会し、再入会しようとする会員は退会時における未納年会費を全額納入し、さらに入会年度の年会費を納入すること。ただし、未納年会費の請求額は最高 3 ヶ年度分までとする。

(出向会員会費)

第 5 条 札幌市医師会夜間急病センター（以下、「急病センター」という。）に出向する会員（以下、「出向会員」という。）は、出向 1 回当たり別表 1 で定める金額を出向会員会費として納入しなければならない。

(臨時の徴収)

第 6 条 臨時または追加分のある時は、その都度徴収する。

附 則

1. この規程を改廃するときは理事会が発議し、総会の決議によらなければならない。

2. この規程は一般社団法人の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。

3. この規程は、平成 27 年 5 月 14 日に改定し、平成 27 年度会費分から適用する。

別表 1 出向会員会費